

札幌市入力原稿図作成要領

〈詳細事項〉

2006年11月 改訂

(財)道路管理センター札幌支部

目 次

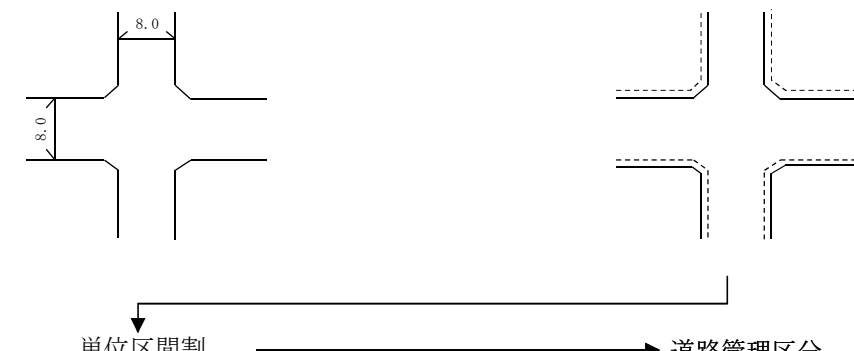
【 詳細事項 】

1、実測・準実測・未実測の定義付け			
1) 実測済	-----	1	
2) 準実測	-----	1	
3) 未実測	-----	2	
2、準実測路線(S58年以前に確定された路線)の処理方法	-----	3	
3、図葉間の接合がとられていないものは、調査訂正する	-----	3	
4、国道と市道の交差部が双方区域不合の処理方法	-----	3	
5、現況で隅切があるが区域に隅切がない場合の処理方法	-----	3	
6、40-1172白石跨線橋線は、橋梁扱いするか	-----	4	
7、道道札幌当別線伏籠川を含んで区域全幅と表示されているが台帳図の現況は、河川区域を除く区域線が表示されている	-----	4	
8、現道が区域よりはみ出す準実測路線であるが単位区間が2図葉以上切れないヶ所の処理方法	-----	4	
9、実測済みで現道がない場の表示方法	-----	4	
10、実測済みで一部未供用の為現道がない場合の処理方法	-----	4	
11、将来的に区域巾員20mと考えられるが交差部の区域との間に隙間が出来る	-----	4	
12、その他参考事項	-----	5	
13、未供用で現道がない場合は、現道のある部分で止める	-----	6	
14、重用部の単位区間割	-----	6	
15、舗装区分の変化点における単位区分の設定ヶ所	-----	6	
16、1・2級・その他の区分	-----	6	
17、街路の新設により十字交差路ができたヶ所の単位区間割の区分方法	-----	6	
18、実測・未実測区分ヶ所と十字交差路が同一部分で生じた区間割方法	-----	6	
19、十字交差内の区界における単位区間割の方法	-----	7	
20、路線番号、路線名称の輻湊するヶ所の処理方法	-----	8	
21、実測・未実測交差部の仮杭表示について	-----	8	
22、起終点記号の表示	-----	8	
23、起点記号が同一点で重なる場合	-----	8	
24、線上認定の起終点記号表示するか	-----	8	
25、新規図化部分において台帳図と現況が異なるヶ所の処理方法	-----	9	
26、現況道路がラッパ及び不定形なヶ所の幅員表示方法	-----	9	
27、図郭線で切れるヶ所の幅員表示方法	-----	9	
28、全幅＝道路部の表示	-----	9	
29、歩行者道等の幅員表示	-----	9	
30、真駒内篠路線の法下の側道が現況では車道として使用されているが台帳調書ともに道路部と扱っていない	-----	10	
31、高架下の側道部分の表示方法	-----	10	
32、分離帯で車道が2つに分断された場合の舗装種類の表示	-----	10	
33、防護柵、縁石等で歩道区分されているヶ所の表示方法	-----	10	
34、高速道路の扱い	-----	10	
35、特殊形状における橋梁の管理区分の設定について	-----	11	
36、新設橋梁の扱い	-----	11	
37、高架に近い橋梁で側道が高架部と重なるヶ所の処理方法	-----	11	
38、橋梁部の旗上げ方法	-----	11	
39、国道の区域内に市道の橋梁が存在する場合の処理方法	-----	11	
40、橋梁・トンネルは、特殊構造物として単位区間を設定するが、入力時道路管理区分の面を作成する為、路線番号も旗上げる	-----	12	
41、橋梁が区域と一致せず途中から区域が広がる場合	-----	12	
42、自転車道でのトンネル扱い	-----	12	
43、U字トラフ無蓋の扱い	-----	13	
44、照明灯番号配置図にあるが1/500素図からもれているもの	-----	13	
45、照明灯の表示基準	-----	13	
46、その他道路の最小基準	-----	14	
47、編集素図に舗装線が表示されている為、台帳図の断面と不合となる場合	-----	14	
48、区域の中央にある空白地の扱い	-----	14	
49、区域幅員がわからないが橋梁部が狭くなるヶ所の扱い	-----	14	
50、隅切部のその他	-----	14	
51、流雪溝の表示方法	-----	14	
52、中央樹の扱い	-----	14	
53、経年変化について	-----	15	
54、国道台帳図の扱いについて	-----	15	
55、学校及び大きな工場・バスターミナル等は各自の敷地に歩道を独自に施工したと思われるヶ所があるので注意し未実測に落とさぬよう注意する	-----	15	
56、市との協議及び報告が必要な事項	-----	15	
57、既成図との接合部での経年変化の処理方法	-----	15	
58、更新業務について	-----	16	

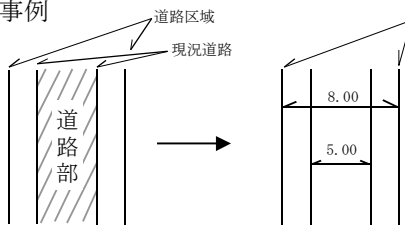
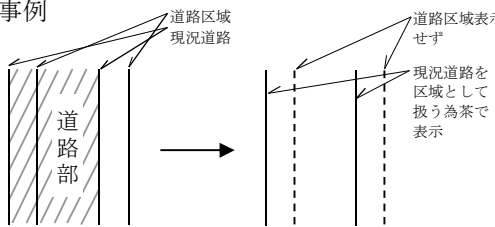
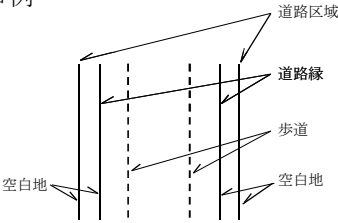
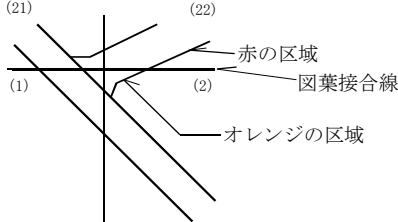
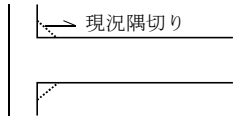
札幌市入力原稿図作成要領（詳細事項）

《道路管理区分》 (道路区域)		
項 目	詳 細 事 項	注 意 事 項
1、実測・準未実測・未実測の定義付け	<p>1) 実測済 59年以降実施された新認定・区画整理・開発行為・確認測量を使用し作成した台帳図。 (位置図作成中) 区域線を赤で表示する。(※ この路線において現況と食い違うものは協議)</p> <p>2) 準未実測 原則的には、58年以前の資料(区画整理・開発行為・レベルアップ)で作成された台帳図で実測と扱っているもの。</p> <p>① 台帳図及び現況移動調書の道路部巾員構成が現況と食い違うものは未実測扱いとする。</p> <p>台帳図及び調書(全て実測済道路の場合) → 現 況</p> <p>↓</p> <p>単位区間割 現況 → 道路管理区分 現況</p> <p>※台帳図・調書とも巾員構成が現況と違うため未実測として扱い区域は、現況線を区域線として扱う。(茶)</p> <p>※台帳図・調書ともに巾員構成が現況と一致する為、区域はそのまま区域線として扱う。(赤)</p> <p>② 準未実測路線が未実測に落ちるものは、現況線の上に茶で区域を示し1/5000の路線網図に示す。(同じ茶色)</p>	

札幌市入力原稿図作成要領（詳細事項）

《道路管理区分》 (道路区域)		
項 目	詳 細 事 項	注 意 事 項
	<p>3) 未実測 1/5,000未実測区分図と台帳図の隅三角で判断する。 ① 未実測路線については、現況線を区域線として扱い単位区間割を行う。</p> <p>台帳図及び調書（全て未実測路線の場合） → 現 況</p>  <p>単位区間割 → 道路管理区分</p> <p>現 況</p> <p>現況線を区域線として扱う。 隅切がはっきり判断できるものは隅切同士を結ぶ。</p> <p>隅切が明確でないものは、まき込の完了するヶ所で結ぶ。</p>	

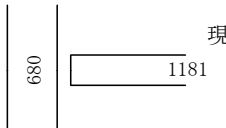
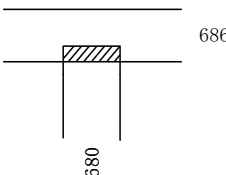
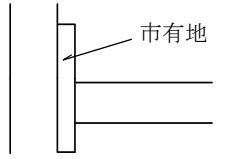
札幌市入力原稿図作成要領（詳細事項）

《道路管理区分》 (道路区域)	詳細事項	注意事項
項 目	詳 細 事 項	注 意 事 項
<p>2、準未実測路線（S58年以前に確定された路線）の処理方法</p> <p>3、図葉間の接合がとられていないものは、調査訂正する</p> <p>4、国道と市道の交差部が双方区域不都合の処理方法</p> <p>5、現況で隅切りがあるが区域に隅切りがない場合の処理方法</p>	<p>① 道路区域内に現況道路が表示されているものは、区域を確定として扱う。</p> <p>② 道路区域より現況道路がはみ出すものは、未実測路線とし現況道路を区域(想定線)として扱う。(茶で表示)</p> <p>③ 歩車道区分がされ改良済みと考えられるが道路区域と道路縁が一致せず空白地(その他道路)が生じる場合は、報告確認を取る。</p> <p>①の事例</p>  <p>②の事例</p>  <p>③の事例</p>  <p>(21) (22)</p>  <p>左図のように道路区域の色が違う場合は、確定線か想定線の判断をして色を直す。</p> <p>国道の区域を優先し、市道を不都合所としてリストアップする。</p> <p>入力時</p>  <p>入力せず 確定線のまま赤で表示 (リストアップする)</p> <p>現況は残さずそのまま</p>	


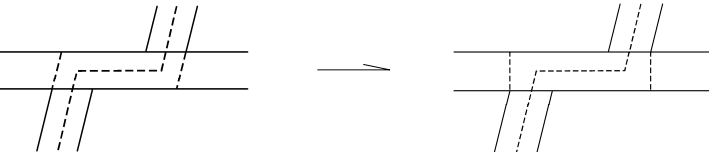
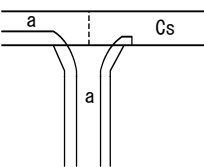
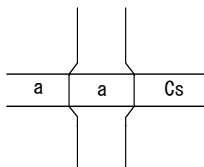
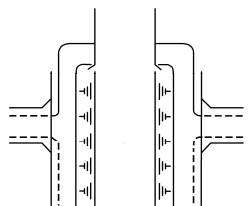
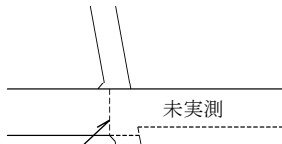
札幌市入力原稿図作成要領（詳細事項）

《道路管理区分》 (道路区域)		
項 目	詳 細 事 項	注 意 事 項
6、40-1172白石跨線橋線は、橋梁扱いですか	一般道路で扱う。	
7、道道札幌当別線伏籠川を含んで区域全幅と表示されているが台帳図の現況は、河川区域を除く区域線が表示されている	<p>※区域を分けず、道路部以外その他として扱う。</p> <p>現在の台帳図 下図</p> <p style="text-align: right;">外側を区域とし赤で表示</p>	
8、現道が区域よりはみ出す準未実測路線であるが単位区間が2図葉以上切れないヶ所の処理方法	<p style="text-align: right;">最小限の区域で単位区間を設定する。</p>	
9、実測済みで現道がない場の表示方法	<p style="text-align: right;">区域のみ表示しその他として扱う。</p>	
10、実測済みで一部未供用の為現道がない場合の処理方法	<p style="text-align: right;">区域で実測済み未供用 区域のみ表示しその他として扱う。</p> <p style="text-align: right;">区決で未実測未供用 現道完了部で単位区間を切り空白部とする。</p>	
11、将来的に区域巾員20mと考えられるが交差部の区域との間に隙間が出る	<p style="text-align: right;">区変されていないことが確認できればそのまま（私道として扱われる）</p>	

札幌市入力原稿図作成要領（詳細事項）

《道路管理区分》 (道路区域)		
項 目	詳 細 事 項	注 意 事 項
<p>12、 その他参考事項</p> <p>30-1181、30-680 区域がつながらず 隙間が生じる</p>  <p>現況はつながる</p> <p>30-680 30-686 区域が重なる</p> 	<p>※ 下図のように表示し区変の対照とする。（リストアップ）</p>  <p>※ 686の区域を優先する</p>	

札幌市入力原稿図作成要領（詳細事項）

《道路管理区分》（単位区間割）		
項 目	詳 細 事 項	注 意 事 項
1、未供用で現道がない場合は、現道のある部分で止める	<p>区域が実測済の場合はその他で扱う。</p> 	
2、重用部の単位区間割	 <p>原則的に右図のように区分する。</p>	
3、舗装区分の変化点における単位区分の設定ヶ所	 	
4、1・2級・その他の区分	<p>改良・未改良にこだわらず区分するが変化ヶ所は、調書で確認する。</p>	
5、街路の新設により十字交差路ができたヶ所の単位区間割の区分方法	 <p>左記地形入力時に非常に複雑となる為、単位区間割は切らない。</p>	
6、実測・未実測区分ヶ所と十字交差が同一部分で生じた区間割方法	<p>実測・未実測区分を優先し交差の単位区間は省略する。</p>  <p>実測・未実測による区分</p>	


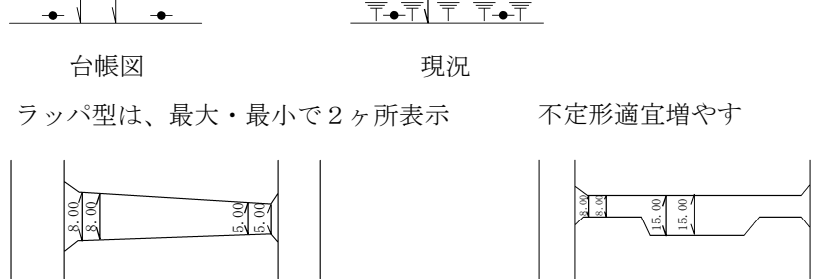
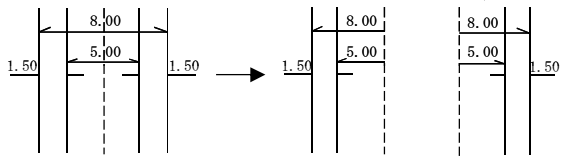
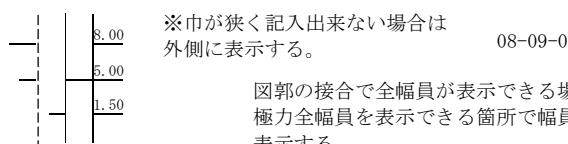
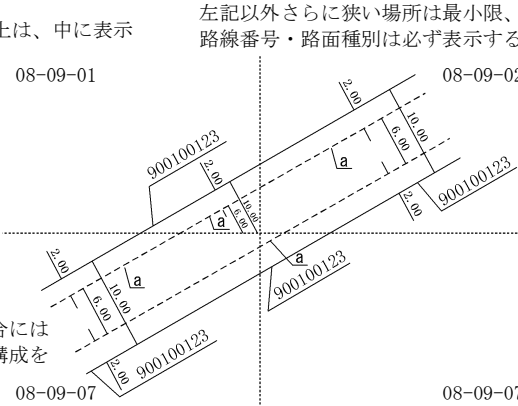
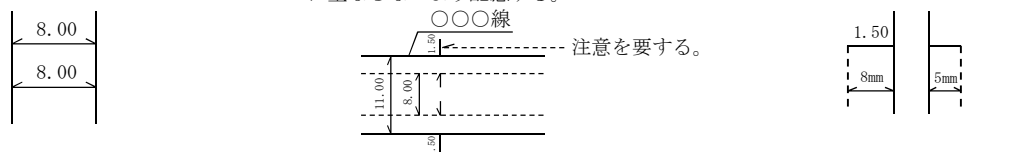
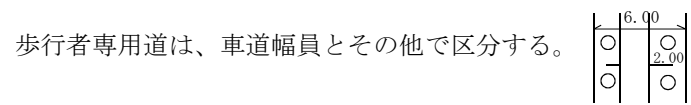
札幌市入力原稿図作成要領（詳細事項）

《道路管理区分》（単位区間割）		
項 目	詳 細 事 項	注 意 事 項
<p>7、十字交差内の区界における単位区間割の方法</p>	<p>① 下図のような区界が道路中央で区分され路線番号も中央区の番号が付記されているものは、問題なし。</p>	
	<p>② 下図のように区界が交差部で直角に変化する場合、斜線の交差部がどちらの区で管理されているか確認する必要あり。</p>	

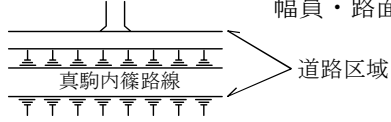
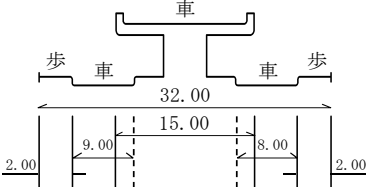
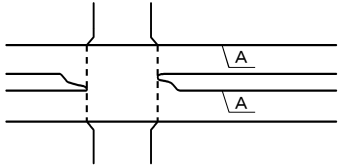
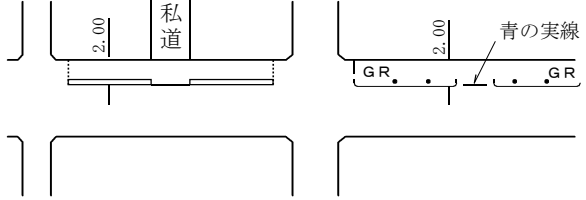

札幌市入力原稿図作成要領（詳細事項）

《道路管理区分》（道路番号）（境界杭）（仮杭）（起終点）（距離標）（中心線）		
項 目	詳 細 事 項	注 意 事 項
1、路線番号、路線名称の幅湊するヶ所の処理方法	<p>路線番号のみの引き出し線は、図郭外・内を考慮しなくともよいが路線番号・名称共に旗上げされるものは下記要領による。</p> <p>プロット出力時に必要なスペースの目安</p> <p>4～5文字 4.5cm位 7～8文字 5.0cm位 12文字 6.0cm位</p> <p>左記の南7条線の場合 4文字 4.5cm程度のスペースがあれば出力時他の文字・他の管理区域・図郭外にすることはない</p>	
2、実測・未実測交差部の仮杭表示について		
3、起終点記号の表示	<p>図郭線上にかかる起終点記号は、各々の図葉に記入する。</p>	
4、起点記号が同一点で重なる場合		
5、線上認定の起終点記号表示するか	<p>区決していないので起終点記号不要。 現道があれば現道を未実測として扱いオレンジで区域を表示し起終点記号を入れる。</p>	

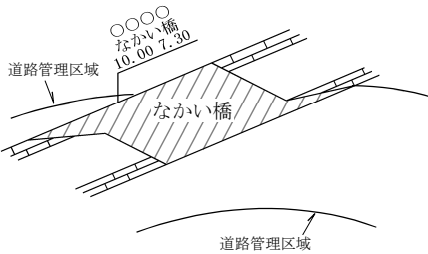
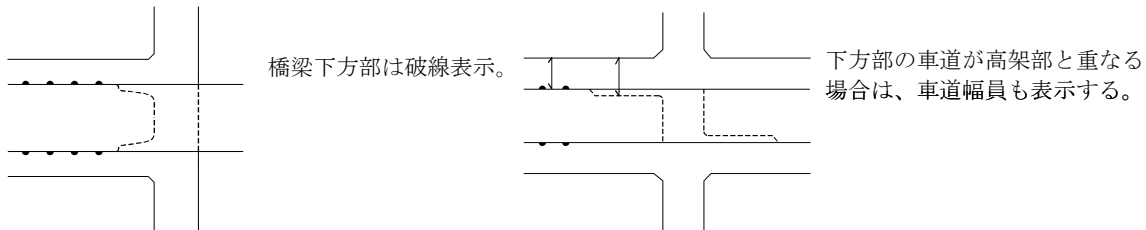
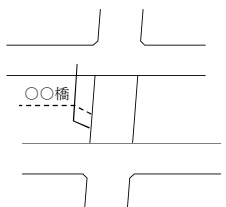
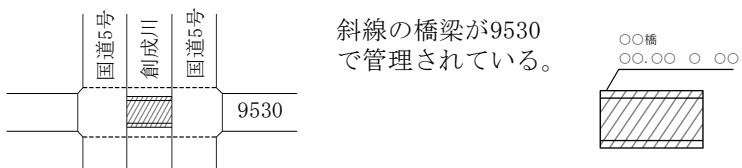
札幌市入力原稿図作成要領（詳細事項）

《幅員構成》 (幅員構成)	詳細事項	注意事項
項 目		
1、新規図化部分において台帳図と現況が異なるヶ所の処理方法	<p>下図のように現況が台帳図と異なる場合は、現況を優先する。</p>  <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 台帳図 現況 </p>	
2、現況道路がラップ及び不定形なヶ所の幅員表示方法	<p>ラップ型は、最大・最小で2ヶ所表示 不定形適宜増やす</p> 	
3、図郭線で切れるヶ所の幅員表示方法	<p>図郭線で切れる幅員数字の表示</p>  <p>図上10mm以上は、中に表示</p>  <p>左記以外さらに狭い場所は最小限、路線番号・路面種別は必ず表示する。</p>  <p>※巾が狭く記入出来ない場合は外側に表示する。</p> <p>図郭の接合で全幅員が表示できる場合には極力全幅員を表示できる箇所で幅員構成を表示する。</p>	
4、全幅＝道路部の表示	<p>幅員数字が全幅＝道路部であっても幅員数字は全幅と道路幅員双方表示する。</p> <p>全幅＝道路部 ※歩道等の幅員数字は、路線番号の引き出し線に重ならないよう配慮する。 幅員線の長さの目安</p>  <p>注意を要する。</p>	
5、歩行者道等の幅員表示	<p>歩行者専用道は、車道幅員とその他で区分する。</p> 	

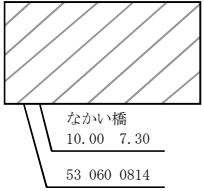
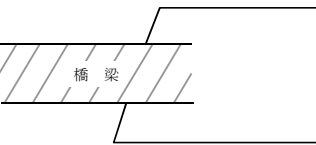
札幌市入力原稿図作成要領（詳細事項）

《幅員構成》 (幅員構成)	詳細事項	注意事項
項 目	詳細事項	注意事項
<p>6、真駒内篠路線の法下の側道が現況では車道として使用されているが台帳調書ともに道路部と扱っていない</p>	<p>側道も道路部として扱い ※側道を道路部として扱っていないものは幅員・路面種別等記入する。 リストアップする。</p> 	
<p>7、高架下の側道部分の表示方法</p>	<p>重なった部分は破線表示とし各々幅員数字を記入する。</p> 	
<p>8、分離帯で車道が2つに分断された場合の舗装種別の表示</p>	<p>分断された車道は、各々の面をもちそれぞれ属性を入力する為双方に表示する。</p> 	
<p>9、防護柵、縁石等で歩道区分されているヶ所の表示方法</p>	<p>歩道が縁石やガードレールで区分されているヶ所は、小さな設置単位で切らず大きな交差部の表示終了ヶ所から直に切る。</p> 	
<p>10、高速道路の扱い</p>	<p>高速道路のレイヤが現在存在しない為分離帯として扱う。(入力時) 原稿図は、通常通り作成。(注記・幅員)</p> 	

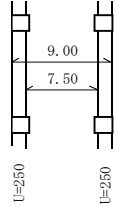
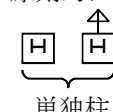
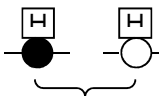
札幌市入力原稿図作成要領（詳細事項）

《特殊構造物》 (橋梁) (横断歩道橋) (トンネル) (地下横断歩道) (共同溝) (キャブ)		
項 目	詳 細 事 項	注 意 事 項
1、特殊形状における橋梁の管理区分の設定について	 <p>図のように道路管理区分全てが特殊構造物ではなく、一部分が橋梁となっている場合。 ※ 橋梁単独で管理区分をし引き出し線を上げる。</p>	
2、新設橋梁の扱い	<p>新設橋梁で調書のないものは、再確認をとる。 ※ボックスで扱っているものは、橋梁としない。</p>	
3、高架に近い橋梁で側道が高架部と重なるヶ所の処理方法	 <p>橋梁下方部は破線表示。 下方部の車道が高架部と重なる場合は、車道幅員も表示する。</p>	
4、橋梁部の旗上げ方法	<p>橋梁の旗上げは、橋梁と平行にすることが原則であるが、平行に出すことにより他区域にはみ出すヶ所は、河川の中に入れる。</p> 	
5、国道の区域内に市道の橋梁が存在する場合の処理方法	<p>斜線の橋梁が9530で管理されている。</p>  <p>札幌市の橋梁を旗上げる。</p>	

札幌市入力原稿図作成要領（詳細事項）

《特殊構造物》 (橋梁)(横断歩道橋)(トンネル)(地下横断歩道)(共同溝)(キャブ)		
項 目	詳 細 事 項	注 意 事 項
6、橋梁・トンネルは、特殊構造物として単位区間を設定するが、入力時道路管理区分の面を作成する為、路線番号も旗上げる	 <p>なかい橋 10.00 7.30 53 060 0814</p>	認定道路がないが市管理の橋梁が存在する場合は、橋梁番号・橋梁名称・幅員・延長のみ旗上げる。
7、橋梁が区域と一致せず途中から区域が広がる場合	 <p>橋 梁</p>	斜線の橋梁部分のみ橋梁として扱い区分する。
8、自転車道でのトンネル扱い	トンネルで扱う。	

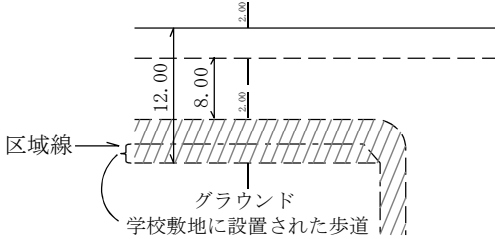
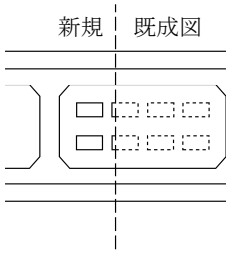
札幌市入力原稿図作成要領（詳細事項）

《道路付属物》 (ガードレール)(側溝)(植樹帯)(照明灯)(道路標識)		
項 目	詳 細 事 項	注 意 事 項
1、U字トラフ無蓋の扱い	<p>トラフ(無蓋)の幅250mm以下は、その他道路表示は不要。</p> 	
2、照明灯番号配置図にあるが1/500素図からもれているもの	<p>数量にもよるが現地確認。</p>	
3、照明灯の表示基準	<p>原則的に単独柱のみ照明灯番号をつける。</p>  <p>単独柱に道路標識がついたもの</p>  <p>これらは、共架柱の為付番不要</p> <p>道路区域外の公園等の照明灯は付番不要。</p> <p>● 私設街灯と表示されているもので配置図に番号がついているものは照明灯の単独柱として扱い付番する。</p> <p>□ で番号のないものは、9999</p>	

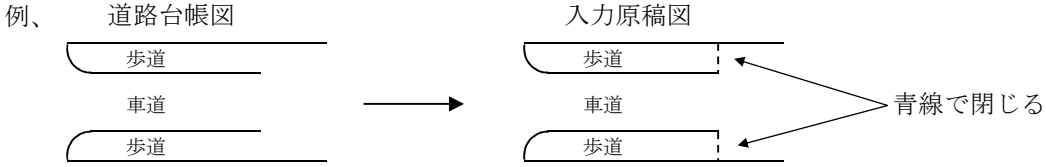
札幌市入力原稿図作成要領（詳細事項）

《その他》 (その他道路)(流雪溝)(街渠柵)		
項 目	詳 細 事 項	注 意 事 項
1、その他道路の最小基準	0.5mm(25cm)以下の空白地は、※印を省略する。	
2、編集素図に舗装線が表示されている為、台帳図の断面と不合同なる場合	<p>台帳図断面</p> <p>舗装線</p> <p>区域線</p> <p>両側の0.75はその他道路として扱う。</p>	
3、区域の中央にある空白地の扱い	<p>左図のように分離帯らしき区域が畑等其他目的で使用されている為その他として扱う。</p>	河川を含む空地もその他として扱う。
4、区域幅員がわからないが橋梁部が狭くなるヶ所の扱い	<p>橋梁の上下はその他として扱う。</p>	
5、隅切部のその他	<p>区域には、隅切があるが現況に隅切がない場合、隅切部をその他として扱う。</p>	
6、流雪溝の表示方法	<p>各流雪溝の交差部 内径の変化ヶ所単位で旗上げを行う。 土被りは、各単位の上流側を表示。</p>	
7、中央柵の扱い	<p>柵の表示はするが幅員は切らない。</p>	

札幌市入力原稿図作成要領（詳細事項）

《その他注意事項》		
項 目	詳 細 事 項	注 意 事 項
1、経年変化について	台帳図が空測で作成されたものではなく、基本図の作成年次より新しい台帳図は、経年変化（基本図）の可能性があるので対象路線は市に報告する。	
2、国道台帳図の扱いについて	国道台帳図は、ほとんど札幌市基本図より古いが一歩新しいものは、経年変化の有無を確認し修正する。	
3、学校及び大きな工場・バスターミナル等は各自の敷地に歩道を独自に施工したと思われるヶ所があるので注意し未実測に落とさぬよう注意する		
4、市との協議及び報告が必要な事項	<ol style="list-style-type: none"> 1) 実測路線で現道が区域からはみだす路線(S59以降に確定したもの) 2) 経年変化としてリストアップされておらず現在変化している路線 3) 準未実測(S58年以前の確定)路線で未実測として落ちた路線 4) 歩車道区分がされ改良済みであるにもかかわらずその他道路(空白地)が生じる路線 	
5、既成図との接合部での経年変化の処理方法	 <p>家屋は、一軒の家形が完成する所まで修正し 街区は、一街区がつながる所まで最小限修正する。</p>	

札幌市入力原稿図作成要領（詳細事項）

《その他注意事項》		
項 目	詳 細 事 項	注 意 事 項
6、更新業務について	<p>1) 更新業務に使用する道路台帳図の表現が途中で完了している場合、入力作業で支障が出ないように表示する。</p> <p>例、 道路台帳図</p>  <p>2) 道路台帳図に表示されている工事区間のみ修正する。 ※工事区間以外も修正が発生する際には、発注機関と協議を行う。</p> <p>3) 工事内容に合わせて修正を行う。 ※「現況補正」であるのに、台帳図と歩道が少しズレて見えるので歩道全部を修正するような事は行わない。</p> <p>4) 修正箇所のみを表示する場合、修正した箇所のみを囲む。 ※「現況補正」の場合、台帳図に表示されている工事区間の中で、雨水桝・植樹帯他の施設等が改良されています。 この場合、工事区間全部を囲むのではなく、原稿図の中で修正のあった箇所のみを囲む。</p> <p>5) 市街化調整区域を更新する際の注意事項 入力原稿図に表示されていない箇所や新規に図面を作成する箇所には、道路管理センターで2点方式による入力を行ったデータが存在している場合があります。 必ず、道路管理センターからの出力図を確認し、データの存在及びデータとの接合を確認する。 接合が不合する場合には、協議を行い必ず更新箇所とデータの接合を付ける。</p> <p>※接合の付け方は、その状況で妥当な処理方法を検討するが、仕方なく下記のように段差が付く場合も出てくると思われる。</p> 